

# 令和元年度 青少年問題調査研究会 第2回議事録

日 時：令和2年2月13日（木）

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年企画担当

司会 それでは、皆様、こんにちは。時間になりましたので、ただいまから、令和元年度第2回目の「青少年問題調査研究会」を開催したいと思います。

青少年問題調査研究会でございますが、子供・若者に関連が深い分野における学識経験者の方、現場で実務を担っている方などを講師としてお招きしまして、子供・若者が置かれている最新の事情ですとか、課題等を把握するとともに、課題に対応するための先端的な研究成果や事例なども御紹介いただきながら、検討していこうとするものでございます。

今回ですけれども、子ども・若者育成支援推進法の施行から、間もなく10年がたとうとしているところでございます。この法律に基づきまして、各地には、子ども・若者総合相談センター、子ども・若者支援地域協議会などが設置されまして、様々な育成・支援団体が活動に取り組むなど、この分野の施策については、大きく進みつつあるところでございまして、今後一層の進展が期待されるところでございます。

そこで、今回の研究会では、子ども・若者育成支援推進法制定当時、内閣府において同法の立案・制定に携われまして、その後、立命館大学教授等を経て、現在は自治体に身を置く立場から、これらの施策にも取り組んでおられる、静岡県掛川市の久保田崇副市長様から、子ども・若者育成支援推進法の立案・制定を振り返っていただきまして、その背景、経緯、理念、立案・制定に携わられた立場からの現在の運用への思い等について、お話しをいただきたいと考えているところでございます。

ここで、講師の久保田副市長様を御紹介いたしますと、久保田副市長様は、平成13年に内閣府に入られまして、ただいま御紹介いたしました、子ども・若者育成支援推進法の制定等に携われられました。

その後、英国のケンブリッジ大学に留学し、MBAを取得され、また、その後、陸前高田市の副市長、立命館大学大学院教授等を経られまして、平成31年から現在の静岡県掛川市の副市長として御活躍をされているところでございます。

本日は、貴重なお時間をいただきまして、お話しを賜りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

「子ども・若者育成支援推進法の回顧～法律に込めた思い～」

静岡県掛川市副市長 久保田 崇 氏

久保田氏 皆さん、こんにちは。御紹介いただきました、久保田でございます。静岡県掛川市から参りました。

掛川市は私の地元でありまして、昨年4月から地元に戻っている格好になっています。私は内閣府を随分前に退職してしまっていて、こういう場にまた呼ばれるとは思っていませんでした。今日は、私にとっては、懐かしい話をさせていただきたいと思っております。

今日の題名は「子ども・若者育成支援推進法の回顧」ということでいただきました。

先ほど谷口調査官から御紹介がありましたけれども、この法律が施行されて10年が経過するということです。2009年、平成21年の7月に成立した法律でありますので、そういう意味では、1つの区切りなのかもしれないと思っております。

後で話をするのですが、私は、今、地方自治体の立場です。掛川市は人口12万ぐらいの町でありますけれども、今、掛川市でもこの法律に基づく地域協議会の設立準備中です。

この法律の中では、地域協議会という仕組みをつくったのですが、義務化されていなくて、努力義務になっておりますので、地方自治体にとっては、これをつくるか、つくりたいかは、それぞれの御判断ですという仕組みになっております。このことは良い面と悪い面の両方がありまして、努力義務にしかできなかったところが、この法律の中途半端なところだと言われたりもするわけがあります。

そのような中で、私が着任してみたら、掛川市もまだこの協議会は出来上がっていません。ひきこもり対策はある程度やっていたのですが、この法律に基づく協議会というものは、まだ設立に至っていませんでしたので、令和2年度中にできれば一番いいのですが、それを目指して、今、協議を進めているところであります。ですから、自分で法律をつくっておいて、それを自治体の立場で受け止めて、それに基づくものをやるというのは、なかなか珍しいことではないかと思うわけですが、そういった意味では、貴重な経験をさせてもらっていると思います。

今日のこの研究会については、自治体の方が多いということですし、そのほかの方もいらっしゃるということですので、もう少し客観的に話しができるように努力してまいりますが、このテーマは、最近、全くしゃべっていないので、拙いところがあつたら御容赦ください。

来月で東日本大震災から9年というが、3月11日を超えると10年目になるわけですが、そちらの防災の話をするのが割と多いものですが、そちらに頭がいってたりして、このテーマは、最近、余り触れていないところがありますので、もし誤ったことを申し上げたら、どなたかが指摘をしてくださると思います。よろしくお願ひしたいと思

ます。

それでは、資料に基づきまして、お話しをさせていただきます。

自己紹介は既に御紹介いただきました。皆さんの資料とスクリーンに出ているもので、少し違うところがあるのは、一番最後に行を加えました。好きな飲み物は、急須で入れた緑茶だとしゃべってくれと、掛川市の職員に頼まれたので、このように書いております。

静岡県はどこも大体そうなのですけれども、基本的にお茶のPRです。私と、今、名刺交換をされた方は、茶畑が写っている名刺を交換させていただいたのですが、私、本当はコーヒー派なのですけれども、それは言うなと言われてきました。

このように、わざわざ急須で入れたと言っているのは、今日、鹿児島の方はいらっしやらないですね。大丈夫ですね。確認するのもおかしいのですけれども、今、お茶のマーケットは、急須で入れたお茶は余り飲まない。今、飲んでいる人もいるかもしれないけれども、皆さん多分ペットボトルのほうが多いでしょう。ペットボトルお茶のほうが、今、圧倒的に飲まれています。消費量的にも倍です。今、家に急須がない人がいます。皆さんはあるかもしれないけれども、若い人はいません。静岡県的には急須で入れるお茶を生産しているということです。鹿児島などは、ペットボトルお茶がメインというか、そういう違いがあって、長らくお茶の生産は、静岡県が首位を保っているのですけれども、鹿児島に抜かれそうところまできているところがございますが、いずれにせよ、そういう宣伝をしてこいということでありましたので、書かせていただきました。

今日、お話しをしようと思っている内容でございます。5本に整理をさせていただきます。

1 番目は、法案成立のきっかけ、経緯です。

2 番目は、参考にした制度とか、自治体。

3 番目は、本法で特徴的なコンテンツ、中身ということ。

4 番目は、法律をつくるときには、各省協議といって、全ての省庁とその内容について協議をします。協議を経たものでないと、国会に出せない仕組みになっておりますので、各省協議と協議会の義務付けといったところで、どんな議論が行われていたのかということとです。

5 番目は、国会に法案が出た後に発生したことです。当時は、自民党政権下ではありましたが、民主党政権に代わる前夜というか、政権交代直前の時期でありましたので、実はその影響を色濃く受けているのが本法であると言えます。そういった国会での議論について、最後にお話ししたいと思います。

今、追加で配付をした資料がありまして、この法律のことを少しだけで書いてありますけれども、昨年5月に出た本です。『SNSカウンセリング・ハンドブック』です。今、LINE相談があるので、そのことを書いた本があって、その中の一番最後のほうの章に、カウンセラーが知っておくべき法律の知識という章があって、それを私が担当しました。これは立命館大学時代に書いたものですが、いわゆる子ども・若者育成支援推

進法についても少し解説をしました。これが子若法については、一番新しい文章であるということで、配付をさせていただきました。

それ以外に配っているジュリストと法令解説のコピーは、古い資料なので、見づらいかもしれません。これは10年ほど前、法律が成立した直後に私が書いたものであります。これは古いです。古いからといって、誤っているということではないのですけれども、書いた時点が異なるといったものでございます。こちらは参考にしていただければと思います。

それでは、パワーポイントに基づきまして、お話しを進めます。

この法律の制定のきっかけになったのは、こちらの方の所信表明演説であります。御存じの麻生さんが総理大臣のときです。年代も書いてありますが、平成20年です。西暦で言うと、2008年です。

ちなみに、麻生さんの後に民主党政権に代わったということがありますけれども、それはその次の年のことです。

麻生さんが所信の中で言ったことは「困っている若者に自立を促し、手を差し伸べます。そのための、若者を支援する新法も検討します」という一文です。これは行政内部というか、官庁の方はよく分かるプロセスだと思うのですけれども、赤字で書いた部分というのは、内閣府側で入れた文章ではないです。なので、官邸の方で入れた文章になります。総理もしくは総理に近い方が総理の意を酌んで入れた。

所信表明というのは、総理大臣が国会でお話しになる前日に、全体のドラフトが各省庁に初めて示されます。それ以前は、短冊協議といって、切れ端しかもらえないのですけれども、全体がきます。

麻生さんがしゃべる前日に、内閣府のデスクでこの文章を見たときに、これは言っていないか分かりませんが、ちょっと寒気がしたのです。どういうことかということ、当時、私は内閣府の共生社会という部局に籍を置いていた参事官補佐でした。課長補佐クラスのポジションです。ただ、担当していたのは、青少年インターネット環境整備法です。いわゆるネット上の出会い系サイトとか、ポルノサイトとか、いろんなものが、子供の目に触れないように、フィルタリングという、パソコンであっても、携帯であっても、そういうものが設定できるのですけれども、それを義務化したような法律があって、その担当者だったのです。同じ青少年といっても、直接この種の担当ではなかったのです。

総理の所信表明のドラフトを見たものですから、絶対にこれは巻き込まれると確信しました。そうしたら、すぐそのとおりになりました。

このテーマが重要でないと言っているわけではないし、このテーマは、やっていくうちにかなり奥深いし、非常にやりがいがあるということは分かったのですが、ただ、役人の習性としては、法律を担当するというのは、ものすごい過重労働的になりますので、そういったこともあって、二の足を踏んでいたところではありましたが、いずれにしても、総理の所信が直接的なきっかけになって、直後から内閣府において、法案の検討が始まったということでございます。

そういうことで、少し整理をすると、麻生首相の所信表明があって、若者を支援する新法を検討することになりました。

この内容について、その年の年末に招集されて、そこから本格的に法律の検討が始まって、通常国会中に出さないといけないということになると、年明けの3月がデッドライン、それ以降に出すと、成立しなくなってしまうので、3月までにとということで、急ぎ法案化をして、国会提出するに至りました。

あっさり書いていますけれども、実際に1月から3月の間というのは、法律をつくるということで、ものすごい作業量が発生するということでありまして、この3か月間はほぼほぼ徹夜です。全く寝なかったという意味ではないですけれども、大変でした。働き方改革が進んでいても、今でも法案をつくるというと、法案担当というのは、そんなものだと思いますけれども、朝までコースになったりします。

そういったこともありながらつくったのがこの法案で、当初、この法案の名称は、青少年総合対策推進法だったのです。今の法案の名称のほうがいいのではないかと思う人が多いかもしれませんが、なぜかというと、総理は若者という言葉を使ったけれども、その当時、若者という名称を法律に使った例は1つもなかったので、若者と青少年はどう違うのかということ、当然内閣法制局はついてきます。総理が使っているからというのは、理由にならないです。そういうことで、中身的にはそんなに変わるものではないですが、名称は青少年総合対策推進法という名前で国会にお出しをしました。

後で詳しくお話ししますが、当時の民主党との修正協議において、法案名称も変更されて、子ども・若者育成支援推進法になりました。「子供」ではなくて「子ども」なのかと思われる方もいるかもしれませんが、そこは綿密な検討はしていません。国会における修正ということで、その場合は、法制的な視点よりも、むしろそうではない観点から修正が加えられることが多いので、そのようになったと理解はしております。

いずれにしても、こういう名称になって、2009年7月1日に法案が成立、本年から10年前になるわけですが、2010年に施行ということになりました。

法律の内容ですが、大体のことは皆さんも御存じだと思いますけれども、よくこの法律は、成立したときにも、ニート支援法と書かれたことがあります。その要素は に書いてあるとおり、ニート・ひきこもりの支援というのが、ある種の主眼であることは間違いないことです。ただ、そうではなくて、 の青少年育成に関する基本法的な要素が入っているということも、この法律の併せ持つ性格の1つです。 と の2本立てです。

の部分は何かというと、青少年育成の基本的な理念とか、あるいは大綱と言っていますけれども、政府は政府の5年間のビジョンを作成しなさいと、この法律で書いてありますし、あとは白書です。『子供・若者白書』です。昔は『青少年白書』と言っていました。今は『子供・若者白書』です。法律ができる前からつくってはいたのですけれども、ただ、白書を法律に位置付けたということもありますし、努力義務ではありますけれども、子供・若者計画を地方自治体でもつくってくださいということが書いてあります。なので、

そういった意味で、ニート支援だけではなくて、基本法的な要素も併せ持つということでもあります。

このスライドは、皆さんの配付資料に1枚加えさせていただいたので、手元にはございませんが、御覧いただければと思います。なぜこの法律が必要なのかということの説明資料として、ひきこもりの実態を少しだけお話しいたします。御存じの方が多いと思うので、流していただいてもいいのですけれども、お話しをしたいと思います。

数字はこれで合っていると思うのですが、もし欠けているものがあれば、内閣府の皆さんに指摘いただきたいと思います。ひきこもりの数については、内閣府の2016年に公表した調査結果によると、15歳から39歳の数字で54万人です。昨年3月に内閣府が40歳から64歳の調査結果も初めて公表されました。これが61万人です。2つの調査は、実施年が違うので、単純に足してはいけないのかもしれませんが、そのまま足せば、115万人ということで、100万人を超えます。15歳から64歳までですけれども、115万人いるという格好になります。ですから、思っている以上にいるというのが、分かるのではないかと思います。

ひきこもり出現率というものは、40歳以上で1.45%なので、皆さんのところの15~64歳までの人口が分かれば、それを掛け合わせれば、もし全国平均と一緒にあれば、これぐらいの人数がいるということが分かります。

ここで言っているひきこもりというのは、コンビニぐらいには行ける人です。完全にひきこもっている人にプラスして、コンビニぐらいには行けるけれども、それ以外はほとんど外出はしないし、家族以外との交流がほぼない状態の方をひきこもりと定義していますので、いわゆる完全に部屋の中に閉じこもっている、よくドラマで出てくるような、そういう方のみではないということには、注意が必要ですが、今、そういったデータになっております。

その下に書いてあるテキストの部分は、上の人数のものとは違う調査なのですけれども、ひきこもりに関する実態調査では、基本的に男性が多い。先ほどの2019年に公表した調査でも、7割ぐらいは男性ということなので、基本的には男性が多いです。2対1ぐらいだと思います。女性がいらないわけではありません。3分の1ぐらいは女性です。

きっかけとしては、職場になじめなかったとか、病気とか、不登校経験者、就活がうまくいかなかった、関係機関に相談したいと思わない等々があります。私もその世代ではありますけれども、2019年に公表した調査結果では、就職氷河期の方々が結構多いということも指摘をされております。

ちなみにということで、一番下のものは、直接関係があるかもしれないし、ないかもしれないということなのですけれども、中退者の割合というのは、2%ぐらいではないかと思えます。不登校については、3%ぐらいです。これも最新の数字ではないかもしれませんが、大体の数字としてはこれぐらいだと思います。これは文科省さんがお調べになっていると思えます。

ひきこもりの出現率、1.45%からすると、中退であったり、不登校の割合とそんなにずれ

てはいない割合になります。ただ、今、私がここで言っているのは、不登校の人が、全員がそのままひきこもりになりますということでは、決してありません。一部そういう方はいらっしゃいます。いらっしゃいますけれども、全てが全てそうではない。学生時代は不登校だったけれども、今、普通に働かれている方もたくさんいらっしゃるし、逆に学校ではそういった経験がないにもかかわらず、ひきこもりになっている方もかなりいるということですので、エスカレーター式に下から上にいっているという意味ではございませんので、御注意いただきたいと思います。

そういう背景もあって、こういった方々に対して、何かしらの支援が必要ではないかということで、皆さんのところに配付している資料に戻りますけれども、なぜ法律が必要なのかのその2になりますが、こういった方々を支援するのに何が 필요한のかということの中で、縦割りを超えた地域支援ネットワークが必要ではないか。ひきこもりの方々は、先ほど人数だけでお示ししましたけれども、ひきこもりになった経路は様々なのです。不登校からきた人もいれば、就職でつまずいた方もいれば、就職はして、働いたのだけれども、その中のどこかでトラブルがあったという方もいるし、とにかく様々なのです。なので、そういった方々の支援には、1つの処方箋ではなくて、いろいろなパターンがあって、いろんな機関が関係してくるということなのです。

当然一部の方については、医療的なケアとか、精神面とか、カウンセリングとか、そういったことが必要になったりします。ひきこもりの方々は、基本的にはすぐにハローワークに行けない人たちであります。いわゆる求職中の方は、ひきこもりには入っていません。何らかの理由があって、求職活動が直ちにできない人のことでありますので、ある種、ハローワークに行けるようになることが目標かもしれませんが、それに至るまでにいろいろな支援をしなければならぬということなのです。

こういったことについて、NPO法人育て上げネットという、立川のNPOがあります。後で顔写真がどこかに入っていますけれども、そこの工藤さんに言わせると、民間の支援団体は、この法律ができる前から、こういった方々に対する支援を続けているわけですが、法律の位置付けもないし、こういった支援団体というのは一体何をやっているのか、どういう社会的な事業をやっているのかという理解がないので、彼はそれを孤立無援と表現しましたけれども、孤立無援のまま支援をしているということがありました。ですので、新しい法律で枠組みをつくらうということでもあります。

内容としては、下の方にいきますが、教育とか、福祉とか、雇用とか、いろいろな分野における支援リソースのネットワーク化を図ったということでもあります。

また、これもいろいろお話を伺っていくと、時々聞かれる話なのですけれども、いろいろな地域にスーパーマン的な方がいるのです。例えば保健師さんなのだけれども、ものすごく個人的なネットワークを構築されていて、保健分野のみならず、警察であったり、学校であったり、あるいは行政機関ともものすごいネットワークを持っている。つまり保健師の枠を超えて活動しているような方がいて、そういった方がいるから、支援が成り立って

いるということが聞かれるわけです。これは別に保健師さんだけではなくて、行政の中にもいたりします。スーパー係長というか、そういう方がいて、その人がいるから回っているとか、その人がいるから支援が成り立っている。でも、よくよく考えてみると、その人がいなくなったらどうなるのか。その人が異動したり、その人が産休や育休で休むようになったら、成り立たないのではないかと。そんなことはおかしいということで、スーパーマンを前提にしないような仕組みをつくっておかないといけません。みんながみんなスーパーマンになれるわけがない。そういう方がいれば、ラッキーだけれども、その人ばかりに頼ってはいけませんというので、スーパーマンを前提にしない仕組みということです。

それから、サポステと略称で言いますが、厚労省の地域若者サポートステーション等の既存の支援枠組みと連携する関係にありますので、別に競合したり、何とかということではないです。このネットワークの中で、サポステさんなども当然1つの機関として入っていただくということです。もちろんサポステがある地域と、ない地域があるかと思いますが。

そういった若者の最終目的については、修学または就業です。修学の希望を持っている方もいるということです。

就業のほうが人数的には多いのかもしれませんが、これはそんなに簡単な話ではないので、まず支援機関とつながることだけでも、ものすごい大きな一歩ではないかと個人的には思います。中にはもちろん就業までたどり着いている方もいらっしゃいますので、そういうことを最終目的にしているということです。

最後に個人情報保護法です。プライバシーというか、個人情報との関係においては、非常に機微な情報を扱います。支援者あるいは支援のネットワークを組んだときに、特にいろんな機関が絡むことになると、相談された方のなおさら人には知られたくない情報を扱うことになります。それがもし漏れいしたら大変な問題になりますので、そういう意味では、協議会という法律の枠組みをつくって、協議会を構成する人たちには、守秘義務を課しておりますし、罰則もありますので、そういったことも法律の内容にしたということでもあります。

こちらのスライドは、先ほど2本立てのところで行った話であります。ニート支援だけでなく、下に4点掲げているような、基本法的な内容を含むものですねということを書いていますので、このスライドについては、説明を割愛したいと思います。何かあれば、後ほどの質問をお願いします。

この法律をつくったときの担当者についてお話しします。当時の政権は麻生政権でありますけれども、大臣は小淵優子さんです。小淵優子さんが青少年担当大臣でありました。

青少年企画のほうで、通常業務、ビジョン作成とか、そういったことをやっていて、法制化については、別チームをつくって、別部屋、通称タコ部屋と言いますが、新しく物理的に部屋をつくって、隔離をして、法案の仕事だけをしてくださいという部屋が

くられて、そこに4人がぶち込まれました。

赤い文字で補佐と書いてあるのは、私がいたということです。

法制化自体は4人でやったということになります。青少年企画といろいろな連携を取りながら、小淵大臣の下で進めたのがこの法律であります。

小淵さんについては、世代も近いというか、この問題についても非常に理解が早いというか、特段こうしてくださいというよりは、この問題は重要だから、頑張ってやりましようという感じですので、特に御指示をいただいたことはなくて、我々が案を持って行って、これでいいとおっしゃっていただきましたけれども、そういう下でやったということでもあります。

ここに抜けている話とすると、法律が出来上がってから、青少年支援担当が出来て、人事異動等もあって、私はそのまま支援担当になったわけですが、法案ができてからの協議会の要綱づくりなどをやったということでもあります。

続きまして、参考にした制度とか、自治体という話をしていきたいと思います。

一番の核になります、子ども・若者育成支援推進法の協議会の仕組み、ネットワークの話は、どこを参考にしたのか。自治体の方は、似ていると既に思っているかもしれませんが、いわゆる要対協、要保護児童対策地域協議会という、厚生労働省の児童福祉法に根拠があると思いますけれども、そちらのネットワークの仕組みを参考にさせていただきました。

ここに映しているスライドは、厚生労働省のホームページにあります。要対協に主眼があるというよりは、むしろ児相に対する相談をすると、どう処理されるのかということを表している図ではありますが、そのような中で、児相が右上にあって、市町村などが間に入るケースが多いと思いますが、そして、ほかの機関がここにずらずら並んでいます。学校とか、保健所とか、警察とか、医療機関とか、司法機関とか、関係機関があったりして、点線で囲ってありますけれども、これが要保護児童対策地域協議会になるわけです。

調整機関というのは、それをまとめる事務局だと考えていただければと思いますけれども、そういう仕組みがあって、要保護児童対策地域協議会は、虐待をはじめ、保護が必要な児童に対するケアのための仕組みではありますが、これを応用してつくることできないかということで、当初、私も直接厚生労働省の担当部局に行って、ヒアリングをさせていただきました。

そのときに担当していただいた方が、千正康裕さんという人で、御存じの方がいるかもしれませんが、千正さんは、最近、退官されたのですが、霞が関の働き方改革にいろいろな提言をしている方です。私と同世代なのですが、貫禄のある方なので、私が行ったときには、見た目だけですが、怖い思いをしました。後で仲良しになりましたけれども、この仕組みのことを教えていただいて、それを内閣府の子ども・若者育成支援推進法の中で表現できないかということで考えたのが、こちらです。子ども・若者支援地域協

議会という仕組みであります。

先ほどのものは、基本的には児童のものなので、児童福祉法で児童というのは、18歳未満なので、そういった年齢層の方々に対応する。こちらは、年齢的には、下限もないし、上限は書かれていないのです。基本的には30代ぐらいまでということで、当時は考えておりましたけれども、そういう中で、福祉、教育、保健、医療、雇用、矯正、更生保護といった各分野における関係機関と連携しながら、支援をするという仕組みをつくったわけがあります。

調整機関という、同じような趣旨、要するに事務局機能をつくりました。会議のロジであるとか、主に市役所とか、県庁の青少年の部署が担当することが多いと思いますけれども、調整機関というものを、先ほどの要対協と同様に置いています。

上の指定支援機関というものは、この仕組みの独自のものだと言えます。これも与野党修正協議で入れたものではありませんが、指定支援機関とは何かというと、民間の支援団体を主には想定していますが、そういったところが支援面での主導的な役割とか、リードをする役割とか、モデルを示すような役割とか、議論をファシリテートするような役割を期待して、指定支援機関を置くことができるとしています。適切な機関がその地域に存在しないということもあるので、置くことができる仕組みにしました。

左側のワンストップ相談窓口、子ども・若者総合相談センターについては、一時的な相談の受け皿になるところでありまして、これは既存の相談窓口にその看板をかければいいので、物理的なものをつくっても構わないですけれども、そのような予算措置まではしていないので、どこの相談窓口にこの看板をかければいいのか、そういう趣旨でどこかが窓口になる。したがって、何かの相談窓口と併置をするというか、併存させるほうが、行政的にはやりやすかったりすると思うのですけれども、そういったことを期待して、そういうふうに規定をしております。

そういう協議会の仕組みになります。参考にしたのは、厚生労働省の要対協であります。

次に参考にした自治体ですが、これは幾つかあるのですけれども、当時、私も直接見たりして、最も参考にしたのは、横浜市と三条市です。三条市は新潟県にあります。

横浜市につきましては、法律ができた後に、初めて政令市として協議会を設置したという、第1号に当たるところであります。法律ができる前から熱心に取り組まれていて、横浜方式というか、独自に進められていたので、私も視察などで行きましたけれども、宮本みち子先生などに指導していただきながら、部会をつくって、横浜市もすごく広いものですから、北と南に分けて、まさにNPOなどにもどんどん入っていただきながら、取組を進めていた。そういう意味で、非常に進んでいました。ここでは4つの部会が書いてありますけれども、そういった取組が進められていました。

三条市については、特徴的なのですけれども、乳幼児から就業に至るまでを一気通貫に、切れ目のないようにサポートするシステムをつくりましょうということで、窓口というか、担当部署を教育委員会にまとめたというところが、非常に特徴的であります。

普通、子供・若者というのは、三条市でいうと、子育て支援室とか、社会福祉課とか、保険年金課とか、教育委員会の中でも生涯学習課、学校教育課等々に絡むのですけれども、結局、綱引きになることが多いのです。行政機関の人は、ものすごくうなずける話だと思います。要するに仕事の押しつけ合いです。それは消極的権限争いと言いますが、積極的な権限争いというのは、その権限が欲しい、こちらによこせということです。ただ、消極的な権限争いというのは、その答弁はどこで書くかということ、うちでは書けないから、おたくでしようみたいにやるものです。私もやりましたけれども、非常にたくさんあります。そういうことに陥ることが多いので、自治体によって、教育系の部署なのか、青少年の部署なのか、福祉系の部署なのか、そのいずれかが多いです。どこかがやってくれるのだけれども、これは自治体の事情によります。

三条市においては、教育委員会のほうに一本化をして、子育て支援課というものを設置して、一気通貫で見ていきたいと思いますということで、ひきこもりとか、ニートなども含めて、教育委員会で見ているところに特徴があります。

ただ、これは全国どこの町でもまねできるものではないというか、参考にはなるけれども、いろんなやり方があります。今、掛川市においては、これまで福祉課がひきこもりなどに熱心に取り組んできた経緯がありますので、福祉課に窓口をやってもらおうと思っていますけれども、これは個別事情によると思います。

ほかにもいろいろありますけれども、主に参考にしたところは、横浜市とか、三条市、そういったところであります。

外部有識者と既存事業等々ですけれども、外部有識者のところは、何も書いていないのですが、いろんな先生にお世話になっているので、全部は挙げづらいところがあるのですが、先ほど横浜のところから出てきた宮本みち子先生が、トータルな面では最も御指導いただいたのではないかと考えております。宮本みち子先生は、もともと千葉大だったと思いますけれども、その後、放送大学の副学長までされて、今は名誉教授になられていますし、御本人の著書の中でも、子供・若者のことを書かれたりしますけれども、法案ができる前から、ずっと御指導をいただいているというか、そういう立場の方だと思います。あとは、個別の分野ごとにいろいろな先生にお世話になっております。就労系の方とか、あるいは医療とか、精神医療、例えば斎藤環先生であったり、玄田有史先生にもお世話になっております。あとは、小杉礼子先生とか、いろいろな方にお世話になっておりますが、トータル面では宮本先生だと思いますが、いろいろな方に御指導いただきながら、この法律をつくったということでもあります。

既存事業との関係については、厚生労働省と文部科学省と書いてありますけれども、厚生労働省につきましては、一番大きいのは、先ほどから出ているサポステとの関係であります。実際に法案をつくる時にも、先ほども言いましたけれども、厚生労働省の労働系の方に実際に法案チームに入らせていただいて、地域協議会のところは、第3章が法律の中の立てつけなのですが、そこはほとんどその方につくっていただいたということでありま

す。サポステの関係において、こちらをつくったということです。

文部科学省につきましては、いろいろな事業をされているし、学校との関係があります。当初、政府案においては、困難若者と表現していました。ニート、ひきこもりという直接的な言葉は法律上使わずに、困難を抱える若者と表現しているのですけれども、困難若者の年齢については、政府案においては、15歳以上と書いていたのです。つまり義務教育を終えた後です。もともと上限は書かなかったのですけれども、15歳以上の方だと表現していたのです。それは文部科学省との調整もあります。15歳までは、義務教育ということもあったのです。

後で話に出そうと思っていましたが、野党の修正協議で、下限を15歳以上と書いているのはどうなのか。この法律においては、15歳未満の子については、該当しなくなってしまう、支援できなくなってしまうのではないかという議論があって、それは撤廃されました。なので、そこはなくなったのですけれども、既存のものに対するサポートの政策、あるいは学校との関係等が非常に関係してくると思います。

あとは、警察とか、法務省なども絡んではくるのですけれども、特段大きな問題はなかったように思います。そういったところが一番関係が深いということです。

続いて、特徴的なコンテンツ、中身の話をお話ししたいと思います。

ここで工藤さんに友情出演していただきますけれども、工藤さんという方は、先ほどから話が出ていますが、認定NPO法人育て上げネット、立川のNPOの方です。工藤啓さんです。内閣府の委員もたくさん引き受けています。同世代ということで、この法律をきっかけに親交が生じて、いつもいろいろと話をしていますが、法律をつくった結果として、工藤さんなどにはすごく評価してもらっているというか、工藤さんたちの活動がしやすくなったという、ポジティブな表現をしてもらっています。

下のほうに書いてありますが、アウトリーチと言われるような、訪問支援という手法も法律に明記したというのが、この法律の特徴的なことだと思っております。

アウトリーチにつきましては、この業界でいろいろと使われている手法ということで、私もヒアリングなどをさせていただいております。

法律に書いたのは、アウトリーチとそのままだけで書いていません。ニート、ひきこもりもそのままだけで書いていません。アウトリーチをどういうふうに表示したかということ「関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと」です。よく見るとこれはアウトリーチだということなので、この辺が法制局との関係で許される、ぎりぎりの表現であると御理解いただければと思いますが、法律で初めてこういう位置付けをしたということでもあります。

これについては、育て上げネットだけではなくて、いろいろなNPOにノウハウがあります。例えば佐賀県のNPOであります、スチューデント・サポート・フェイス、SSFと言われるところです。谷口さんという方が代表ですけれども、SSFによると、延べ数千件の訪問支援をやっていきます。年間でかなりやっています。そういった訪問支援を実施して、家庭教師方

式の訪問支援を実施した9割以上の家庭から、学校復帰であるとか、脱ひきこもりであるとか、就労等の改善が見られているという、いろいろな実績があります。

そういったことをこの法律にも位置付けて、適切なやり方を学んで、実践していく人を増やしていかないといけないということで、アウトリーチ研修を平成22年度から開始をして、今もやっています。今も支援機関の職員とか、そういった方が、無料で受講できるというものです。座学と実務的なものと両方ありますけれども、募集して、毎年やっております。なので、自治体の皆さんにおかれましては、支援団体と情報を共有する中で、ぜひ応募いただければと思います。私が言うのも変な話ではありますが。

続きまして、各省協議と協議会の義務付けということで、法律案については、内閣府で原案をつくって、ほかの全ての省庁とパイで協議をします。法律に合意できないと、閣議決定ができません。閣議決定ができないと、国会に出させない仕組みになっていますので、各省協議というのは、極めて重要なプロセスであります。

各省協議において、どんなことが議論になったのかということです。これについて、最も問題になったのは、地域協議会の設置についてどう書くかということです。努力義務になったのですけれども、ここについては、当初、内閣府としては、義務化したいという意向がありました。

今日、地方自治体の人がたくさんおられますけれども、地方分権改革推進法等によって、自治体に何でもかんでも義務化するということは、今、ほとんど認められないということになっておりますので、結局、各省協議をすると、地方と直接協議をするわけではないのだけれども、総務省と協議をします。総務省は、地方分権を進めるという役割があるわけですので、強硬に反対されました。そういうことで、努力義務に落ち着いたということです。

最後は官邸までいきました。各省協議をやっても両者平行線だったので、官邸に裁きを依頼しました。話をする中で、義務化まではしなくてもよくて、それは地方の判断に任せようということで、落ち着いたという経緯がございます。それ以上は、もちろん内閣府としても言うべきことではありませんので、それによって、政府案は努力義務ということになりました。したがって、努力義務の内容というのは、もちろん設置しなくても、ペナルティーは何もないということでもあります。

ただ、そうすると、市長さんとか、担当部署あるいは担当職員の積極性とか、そういったものの差によって、この法律に基づいて施策をやっているところと、そうでないところの差がかなり激しく出てきます。

掛川市もそうだと思うのですが、ほかの法律でも努力義務となっているものについて、やってもやらなくてもいいから、やるか、やらないかの検討をきちんとしているかどうかということなのですが、はっきり言って、してもいないところが多いです。実際、そういう会議すら開いたところが多いです。

会議などをやって、検討した結果、うちには時期尚早だとか、あるいはうちの地域はそ

うという問題が少ないからやらなくていい、ほかのことを優先してやろうという判断をしてやるのが、本来の地方分権だと思います。ただ、実際には努力義務になっていると、優先度が低いので、検討すらしていない自治体が多いのではないかと思います。地方分権全体に異を唱えるわけではないのですけれども、それでも本当にいいのかという気は、個人的にはしています。なぜ努力義務だったのかと問われれば、今のような経緯があってこうなったということでもあります。

これにはいいところもあって、私は、震災の後に内閣府から、陸前高田に行きました。陸前高田市は、庁舎もめちゃくちゃにやられて、職員も4人に1人が亡くなったところです。そこでもいろんな復興の課題がたくさんあって、これは努力義務だから、当然何もしなかったけれども、これで義務化をされていたら、そんなに復興とかで大変なときに、ひきこもりの問題はあったかもしれないけれども、ほかにやるべきことがいっぱいある中で、しゃくし定規にやらないといけないというのは、自治体の制約になることは向こうで実感しましたので、安易に義務化されるのは困るということは、一方では感じるところでございます。

今の話をもうちょっとだけ言うと、地方自治体そのものではないのですけれども、こういう権限があります。地方六団体というのは、よく地方から要望を出すときに、全国市長会とか、全国知事会があります。あれが地方六団体です。全国市長会、全国町村会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会というのが、市町村関係の団体で、その都道府県版で、全国知事会、全国都道府県議会議長というものがあり、要望を出すようなもので、通称地方六団体といえます。

そういった団体については、赤字で書いてありますけれども、地方自治法によって、内閣に対し意見を出すことができるということがありますし、また、各大臣は、担当する事務に関し、地方公共団体に対して、新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、これらの団体に事項を知らせるために、適切な措置を講じる。事実上、協議しなければいけないことになっているのです。なので、彼らが反対したら、義務付けはできないのです。そういうことが法律上になっているということでもあります。

その結果として発生していることということで、子ども・若者支援地域協議会の設置数については、125が最新で合っていますか。昨年の9月30日時点で、今、全国で1760幾つの市町村がありますけれども、これは全部都道府県とか、指定都市とか、市区町村全部一緒ですけれども、125に設置済みです。グラフは古いです。平成29年度の116までしか取っていないのですが、そういうことになっています。

見ていただくと、都道府県と指定都市は、それでも全部ではないから、どこが設置していないのだと言ったほうが早いのかもしれないのですけれども、それはホームページを見れば書いてありますが、都道府県、指定都市はおおむね設置はされているのだけれども、市区町村がかなり少ない、1割にも満たないということで、10年たってもそこまで進んで

いないのではないかと。ここだけ見れば、そういうことが言えると思います。

左側のネットワーク強化推進事業は、地域協議会を促進するために内閣府がつくって、昔、モデル事業と言っていたもので、私がいた頃は、モデルという名前で始めたのだけれども、今は、ネットワーク強化推進事業ということで、協議会化を目指す自治体に対して、少しの予算と技術的なアドバイスなどができるという仕組みで、これは古い数字なのですが、今は幾つぐらいの自治体数で公募しているのですか。同じぐらいですか。20後半とか、30弱ぐらいの自治体を公募するということでもあります。

ちなみに、先ほど要対協、厚生労働省の要保護の話をしました。多分これがないところはほとんどないです。99.何パーセント設置済みですが、あちらも努力義務なのですけれども、あちらは児童虐待という切迫性が、今日、明日にでも命が失われる可能性があるという重大事案を扱うということなので、さすがにこれはあれだけニュースにも連日なっているので、つくらないということはほとんどないのですけれども、こちらの問題については、そこまでの切迫性があることは少ない。切迫性がないということでもないけれども、時間を要するというか、重大な問題なのだけれども、今日、明日ということではなく長い目で見ていく問題ということなので、その差が出ていると思います。

あと5分で、最後の法案審議の話します。話が冗長になってしまって大変申し訳ございません。そういった各省協議を経て、国会にこの法案が提出されました。これが法律のポンチ絵と言われるパワーポイントでつくった法律の説明紙です。非常に小さい字でいろんなものを書き込むので、よく分からなくなっている部分もありますが、右下に子ども・若者支援地域協議会という差し込みをつくって、その上に目的とか、概要を書いています。

左上の青いところが、基本法的な部分を抜粋しているような図ということで、内閣府の人は見慣れていて、私も見慣れているところか、夢にも出てきそうという感じですがけれども、これに何十回も修正を加えて、こういう紙を持って、国会議員のところ根回しといいますけれども、御説明に伺いますので、何度も書き直しました。この図を使いましたということです。

実際、どんな議論があったのかということなのですが、1つは、先ほどからお話しは出ていますが、青少年なのか、子ども・若者なのかということで、法案の名称が子ども・若者育成支援推進法になりました。

それで思い出しました。配付資料の中に、青少年問題に関する特別委員会と書いたコピーが配られていると思います。これは何かというと、当時の衆議院の青少年特別委員会のメンバー表及び実施した審査事項の内容が書かれています。これは衆議院のホームページから取れるものなのですが、通常、国会の委員会は省庁別になっていまして、内閣府は内閣委員会、厚生労働省は厚生労働委員会、予算委員会はあらゆるテーマを扱うという感じですが、青少年問題については、衆議院は特別委員会で、参議院は内閣委員会ということがあります。

これを見ていただくと分かるように、当時は麻生政権だから、まだ自民政権なので

が、委員長は末松さんという方で、民主党の方です、幾つかのポストは民主党になっておりました。理事は、もちろん自民党の方も多くいらっしゃるということでもあります。したがって、青少年特、衆議院での議論については、民主党の委員長の下、かなり民主党の意向が強くなるような法案の審査並びに修正が行われましたということでございます。

とりわけ、末松さん、また、右下から3番目にいらっしゃいますけれども、泉健太さんもかなり絡んでいたと思いますし、自民側では、末松さんの下にいる江崎洋一郎さんです。この方は、青少年インターネット環境整備法案でも、かなり御尽力されている方でありませぬけれども、その方にお世話になったということでもあります。

その資料を1枚めくっていただくと、上は事実の経過です。いつ委員会の審議が行われて、議決が行われたのかということが書いてありますが、下を見ると参考人がありまして、参考人の4月15日は、インターネット環境整備法案ですが、いわゆるネット上の有害情報のほうでヒアリングをしたものです。その下がまさにこの法案の件ですけれども、2番目に玄田先生の名前がありますし、また、工藤さんの名前もあります。和歌山県の田辺市ですけれども、ひきこもりの関係で非常に進んでいらっしゃるということで、この方が呼ばれているということです。これは国会で人選をして、この法案の審議の参考のためにお呼びした格好になります。

そういう状況の下、戻りますけれども、法案の名称は、民主党の主導によって、青少年という言葉は一切使わずに、子ども・若者と全て書き換えたということでもあります。ただ、そのことによって、実際には中身のそれによる変更はありません。青少年から子ども・若者になったことによって、年齢が変わったということはないです。もともと年齢の定義は置かなかつたので、これもいろんな議論があつたのですけれども、年齢の定義を置くと、上限や下限が生じることもあつて、将来的なことも考えておかなかつたということです。

ただ、国会審議の答弁においては、どれぐらいの年代を主眼に置いているのだと問われれば、30代ぐらいまでと、当時は答弁してはいますけれども、あくまで法律上では、年齢の定義はありません。そういうことです。

年齢についても、いろいろな議論がありました。当時から、今ほどではないにしても、ひきこもりが高齢化しているという話が出ておりました。子ども・若者の年齢については、法律ごとに年齢が違うのは、おかしいことではありません。例えば児童についても、普通、児童は何歳なのだという話をすると、一般的には、学校の児童のことを想起する人が多いので、そういう意味では、学校教育法でいう小学校6年生まで、つまり12歳までが児童と答える人が一般的には多いと思いますが、ただ、福祉の世界を知っている人は、児童福祉法では18歳未満ですと、児童という言葉をもつても、法律によって年齢の定義は異なります。それは別に法律ごとにそういう定義をしているので、問題ではないのですけれども、誤解を招きやすいことは確かです。

青少年という言葉についても、これもいろんな法律で年齢が異なります。先ほどの青少年インターネット環境整備法では、18歳未満と言っているのだけれども、そういうことが

あたりしますが、何回も言いますけれども、本法においては、特段年齢の定義は置いておりません。そういうことであります。

そういうことで、結局、与野党協議で何が変わったのだということです。既に言った部分が多いかもしれませんが、まとめると、主に3点になります。

1点目は、困難を有する若者、これがすなわちニート、ひきこもり等を表現した言葉になりますけれども、困難若者の支援対象年齢の下限を、当初の政府案では15歳以上と置いていましたが、その下限の撤廃をしたので、15歳は取りました。これは15条の法律の話になります。

2点目に、指定支援機関の新設ということで、指定支援機関は、支援のところで主導的な役割を果たすもので、民間団体を想定していますけれども、そういう仕組みをつくろうとして、指定支援機関を置くことができる規定です。

3点目は、ニート・ひきこもり等の原因究明とか、調査研究、人材養成等に関する規定を盛り込んだということで、これはもともとあった規定が多いので、強化ということになります。主に条文でいうと、17条等になりますけれども、そういった内容が与野党の修正協議によって、政府案から変更されたということでございます。

そういうことで、以上が今日の内容になって、おまけの話は既にしたLINE相談等ということで、当初、この法律をつくったときには、そもそもLINEはまだなかったもので、LINEは、東日本大震災のときにもなかったのです。その後ぐらいですね。

若い方のコミュニケーションの取り方が非常に変わってきていることがあります。私が掛川市に戻る直前に立命館大学にいたので、学生とお付き合いをしているのですが、今の学生は、基本的に電話をしたことがある経験が圧倒的に少ないのです。物心ついたときからLINEが先あって、LINEで直接友達と連絡できる、もちろんLINEでも電話はできますけれども、テキストで済むから、非常に限られた状況下でしか電話はしない。そういうことなので、電話をしている経験が少ないし、もっと言うと、同級生ならともかく、自分と異なる他の世代と電話したことがある経験が圧倒的に少ないです。

我々大人は、電話の相談窓口とLINEの相談窓口は、別にどちらでもいいではないかと、我々の世代というか、大人の人たちは、電話したほうが早い、打つほうが面倒くさいと思います。それは大人の感覚なのです。若い人たちは、電話することのほうが嫌だから、LINEで連絡したほうがいいという感覚になりますので、そういう意味では、全てLINEにしろという話ではないのだけれども、大人が考えている以上に、彼らにとって、LINEによる相談窓口を設ける意味が非常に違うということです。大人は単に手段が1つ増えるぐらいの感覚だと思うのですが、決してそうではないということだと思っています。

LINEの相談は、別にやっていることは対面の相談と変わらないわけなのですが、LINEの向こうで相談に応じている人は、LINEの会社の人ではありません。当然カウンセラーです。有資格者がやっているわけです。だけれども、その有資格者がどういう知識を持っていたらいいのかと、つくった本が『SNSカウンセリング・ハンドブック』という本で、そ

の本の中で先ほども言いましたけれども、本法を含めた関連する法律の解説等をしているということでした。

LINE相談は、今、自治体で採用することも増えておりますが、それこそ文部科学省さんの補助事業等もある中で、今、こういうことが進められている。大体都道府県などでは、設置する日数に応じて、お金がかかってくるものですから、その期間中、カウンセラーを拘束しないといけないことが生じるので、年間を通じてやっているところは余りなくて、春休み中とか、夏休み中となりますけれども、そういう形で実現をされてきているということでございます。もしよろしければ、こういう本をまた手に取っていただいて、今日、1冊、サンプルで持ってきております。これは内閣府に置いておきたいと思います。

今日は5時までの研究会ということで、残りは少しのお時間になってしまいましたが、大変冗長な話にお付き合いいただきまして、どうもありがとうございました。もし御質問があれば、お受けをしたいと思いますので、よろしく願います。どうもありがとうございました。

## 質 疑 応 答

司会 久保田先生、ありがとうございました。

5時までまだ5分強、時間がございます。せっかくの機会でございますので、質問をされたい方がいらっしゃいましたら、挙手をしていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

質問者 努力義務のくだりとか、普段、自治体の方と設立運営のやり取りをしているものですから、そういった質問が来たときの実情を知れたのがすごく勉強になりました。ありがとうございます。

最近、数えると、125自治体のうち60ぐらいの設立運営に関わっているのですが、この仕組みのおもしろさというか、魅力は、久保田さんがおっしゃっていたように、この制度は、自由度の高さというところにあると思っておりまして、ゼロベースをつくる必要もなく、既存の枠組みを活用することもできる、その柔軟性が1つの魅力だと思っています。

一方で、それをうまく活用して、地域の実情に合わせて創造性を発揮して、活性化した仕組みをつくっているところで、私の体感値でいうと1割ぐらいで、残りのほとんどがほかのところを丸パクリする、あるいは図表に書いてあるものをそのまま使って、つくった後に公開されているところが2割ぐらいあって、残りの7割ぐらいは、どうすればいいのかわからなくて、途方に暮れているというのが、私の実体験としてはあります。

そういったときに、特に問題のところは、途方に暮れて、どうすればいいのかと思って、中小企業の自治体さん向けに、どういう後押しをしてあげると、彼らがこういった仕組みをつくるということに前向きになれるのかとか、アクションにつながるのかというところを、今、副市長さんもやられているということで、行政の仕組みも御存じだと思うので、もしお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

久保田氏 ありがとうございます。

御質問ありがとうございます。

今、いい質問をいただいたと思っていて、参考になるか分かりませんが、掛川市で進行中の話をお話しさせていただきたいと思います。掛川市においては、ひきこもりの相談とか、研修とか、当事者、あるいは当事者の親御さん向けの相談の機会とか、会を結構やっています。それをやっているのは、社会福祉協議会であります。

掛川市がひきこもりとかを対応しているのは、掛川市に戻るまで知らなかったのです。25年間ずっと外にいたので、分からなかったのですけれども、せっかくこういうことをやっているのだったら、私はこの法律をつくった製造物責任的なところもあるので、これを法律に基づく協議会にしていこうという話をしました。

その話をしましたところ、結構抵抗されまして、1つは何かというと、年齢なのです。今、社協さんがひきこもり相談を受けている中では、40代以上が非常に多いのです。それを本法に基づく協議会にしてしまうと、40代以降の相談が受けられなくなってしまうので

はないかということで、非常に心配をされていて、私はそんなことはない、内閣府の人たちもそんなに冷たい人ではないと言ったのだけれども、余り信用してくれなくて、内閣府に質問状を出すから、回答してくださいみたいところで、非常に御迷惑をおかけしました。

ただ、御回答もいただいて、もちろん法律上は、年齢の規定はない中で、30代までを一応は想定をしているということなのだけれども、別に40代以降の相談者を排除するような趣旨ではないから、扱ってもらっても差し支えはないですという回答をいただきました。なので、そういう意味では、若干誤解されている部分とか、この法律に基づく何かをやるうとしたときに、かえって今やっていることがやりにくくなってしまっているのではないかと、これまでどおり続けられなくなってしまうのではないかと懸念が、もしかしたら、あるのかもしれない。

私の立場からすれば、むしろこの法律に基づく仕組みでやったほうが、拡充されるのであろう。というのは、これもよく知られていないのですけれども、今日もお話ししたいいろいろな研修メニューを内閣府も用意しているわけで、あるいはネットワーク強化支援事業という形で、それを活用することで、ほかの地域とつながったりとか、その地域へ講師に来ていただいて、話をしてもらおうとか、いろんなことが期待できるので、そういうことが活用できることをぜひ知ってもらいたいと思っています。

それ以前にこの法律自体を知らないところもあるので、それはぜひ支援団体の方には、担当部署に伝えていただいたりとか、場合によっては、自治体の人は嫌がるだろうけれども、議員さんに質問してもらおうと、結構効果的だと思いますが、そういうことでよろしく願いいたします。

質問者 ありがとうございます。

司会 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。どうぞ。

質問者 葛飾区では、今年度から地域協議会の下、子ども・若者計画が策定をされて、進んでいるところなのですけれども、1つ、立案のきっかけのところで、麻生総理がこれを入れたそもそもの根本的なきっかけは、何かあるのでしょうか。

久保田氏 御質問ありがとうございます。

麻生さんの所信表明のところですね。よくは分かりませんが、ただ、麻生さん自体は、そういった若い世代というか、もともと青年会議所出身ということもあって青年の活動の支援にも熱心です。あと、漫画が好き、これは関係がないかもしれないけれども、そういったこともあって、何とかしたいという思いはあったのです。

所信のここに書いてある前後のことを読み上げると、暮らしの安心のところではいろいろ言っていて、次代の日本を担う若者に希望を持ってもらわなくては、国の土台が揺らぎます。困っている若者に自立を促し、手を差し伸べます。そのための若者を支援する新法も検討します。

その次に、最低賃金の引上げと労働者派遣制度の見直しを進めます。あわせて、中小零

細企業の底上げを図りますとなっているので、詳しい説明はないのですが、ただ、その前後のところから考えていくと、若者が置かれているような環境の整備もそうなのだけれども、そういった方々に希望を持ってもらうための支援をしていきたいということで、もしかしたら、具体的な内容までは、この時点では考えていなかったかもしれませんが、こういう内容で提案して、総理の御了解を得たときには、これでよしと言われたので、もともと総理が持っていたイメージとそんなに異ならなかったのではないのかと思っております。

司会 ありがとうございます。

お時間になりましたので、一旦、ここでこの会は閉めたいと思います。

まだ御質問のある方がいらっしゃれば、本日、久保田先生は残っていただけると思いますので、個別にお聞きいただければと思います。

それでは、最後に久保田先生にもう一度拍手をお願いできればと思います。

久保田氏 どうもありがとうございました。

司会 それでは、皆さんの席には、アンケート用紙を置かせていただいております。今後の研究会にいかしてまいりたいと思いますので、アンケートを御記入いただきまして、帰りに出口の係員にお渡しいただければと思います。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。次回以降もぜひ御参加いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。